

21・老福連 第15回職員研究交流会IN仙台 抄録記載方法に関するガイドライン

以下に記載方法に関するガイドラインをお示ししますので参考にしてください。

抄録作成にあたっての注意点

演題名は、視点やポイントがわかりやすい内容とし、抄録のなかで繰り返さないようにする。

抄録の構成は、【はじめに】【とりくみ内容・対象】【結果】【考察とまとめ】の4点が明瞭となるようにする。

略語、略称は、初めに出てくるところで（ ）で説明を加える。

テーマ、主張、要点などがつかめる3つのキーワードを記入する。

「倫理的配慮」に関しては、必ず述べる。「倫理的配慮」は以下の1～6のポイントを押さえる。

【倫理的配慮6つのポイント】

- 1 研究対象者へは研究内容および研究結果の公表等について説明をし、対象者の自由意志で諾否が決定され、承諾が得られたのかを明記する。対象者の判断能力が低下していると考えられる場合（たとえば重度の認知症、重度の意識障害など）は、本人に代わる重要他者から承諾が得られた旨を明記する。
- 2 研究対象者へのプライバシーの配慮として、抄録の記述内容で研究対象者が特定できないようにする。固有名詞（当施設も含む）、写真などを掲載する場合は、研究結果を示すのにどうしても必要な場合のみにし、掲載することで研究対象者が特定できないよう十分配慮し、掲載の承諾を得られた旨を明記する。
- 3 研究への参加によって対象への不利益や負担が生じないように配慮し、その旨を明記する。
- 4 個人情報の取り扱い、個人情報保護法、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」（厚生労働省、2004年）、「看護者の倫理綱領」（日本看護協会、2003年）および所属施設の規定に従う。
- 5 文献から図・表や本文を引用する場合は、著作権に配慮し出典を明記する。
- 6 既存の尺度を使用する場合は尺度の作成者から承諾を得ていること、あるいは出典を明記する。

以上